

○湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例

平成26年9月29日

条例第7号

改正 平成26年11月28日条例第9号
平成27年3月27日条例第1号
平成28年3月9日条例第1号
平成30年3月5日条例第1号
平成30年12月7日条例第2号
令和元年12月5日条例第4号
令和2年11月20日条例第2号
令和3年11月30日条例第1号
令和4年11月30日条例第5号
令和5年11月30日条例第5号
令和6年11月29日条例第2号
令和7年3月11日条例第3号
令和7年12月1日条例第7号

(一部未施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 組合長は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 組合長は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認めるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を組織内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を組織内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 組合長は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認める場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 組合長は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認めるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 組合長は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 組合長は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要があると認める場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であると認めるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 組合長は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項、第26条の3第1項又は第26条の5第1項の規定による承認
- (2) 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号）第16条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて

採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 組合長は、第2条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、組合長は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

2 組合長は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に定める場合にあつては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、組合長は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

2 組合長は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給

3 組合長は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、その給料月額を決定することができる。

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第8条 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第6条、第7条の3及び第14条第1項の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年湯河原町真鶴町衛生組合条例第7号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第16条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

3 給与条例第4条第3項から第9項までの規定は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

4 給与条例第6条及び第7条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

2 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部改正）

3 湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 湯河原町真鶴町衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年湯河原町真鶴町衛生組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年11月28日条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第16条第2項第1号及び第2号、別表第1並びに別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

附 則（平成30年3月5日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年12月7日条例第2号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第17条第3項の改正規定を除く。第4項において同じ。）による改正後の同条例（第4項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例及び湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年湯河原町真鶴町衛生組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第2項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年12月5日条例第4号）抄

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第2条及び第4条の規定並びに附則第4項及び第5項 令和2年4月1日

- 2 第1条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定（湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和2年11月20日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則 (令和5年11月30日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び第6条(別表第1の改正規定を除く。)の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第4条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職

員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第6条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第4条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第6条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則(令和6年11月29日条例第2号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第4条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与若しくは報酬は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与若しくは報酬の内払とみなす。

附 則(令和7年3月11日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月1日条例第7号) 抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例第7条の4第3項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定による改正後の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、改正前の湯河原町真鶴町衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は改正前の湯河原町真鶴町衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与、報酬若しくは費用弁償は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与、報酬若しくは費用弁償の内払とみなす。